

【Q & A】

Q 1 今回更新手続きをしないと資格はなくなってしまうのですか？

⇒更新手続きをしなければ介護支援専門員証は失効しますが、登録自体がなくなるわけではありません。介護支援専門員としてしばらく仕事をする予定のない方であれば、必ずしも今回更新手続きをする必要はありません。

Q 2 更新手続きをせず、有効期間が過ぎた後に介護支援専門員証が必要になった場合はどうしたらいいのですか？

⇒介護支援専門員として就業するためには、介護支援専門員証が必要です。有効期間満了後、介護支援専門員証の交付申請を行うには「再研修」を受けなければなりません。

介護支援専門員として働く可能性がある方は、再研修を受講して介護支援専門員証の交付を受けてください。

Q 3 現在介護支援専門員として仕事をしています。既に専門研修Ⅰを受講しており、専門研修Ⅱを受講したいのですが、受講要件の「実務に就いて3年以上」になつていません。どうしたらよいでしょうか。

⇒専門研修Ⅱと同じ研修を更新研修として受講していただきます。更新研修の対象者は「介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者」ですので、受講することができます。

Q 4 宮城県に登録しているが、他県に住んでいます。現在介護支援専門員として仕事はしていませんが、専門員証の更新は申請しようと考えています。今住んでいる県で更新研修を受講することは可能ですか？

⇒更新研修の受講地は、介護支援専門員の登録を行っている都道府県が原則であり、登録以外の都道府県での受講が可能かどうかは、受入先となる都道府県の事情によります。まずは、宮城県長寿社会政策課（022-211-2552）に御相談ください。

Q 5 更新を希望しているが、インターネット環境が整っていません。研修受講申込書の様式を送っていただけませんか？

⇒研修実施機関宛に下記の①～③のうち、いずれかの方法で御連絡下さい。

「宮城県ケアマネジャー協会」

- ①郵送で受け取り希望の方：返信用封筒に94円切手を貼付いただき、下記住所へ送付願います。（〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4）
- ②FAXで受け取り希望の方：022-716-0717
- ③E-mailで様式データ受信希望の方：mail@mcmca.or.jp

※「氏名・介護支援専門員登録番号・連絡先の電話番号」をお伝えください。